

「主師親三徳」に関して

菊 田 俊 淨

はじめに

仏教における究極の目的である成仏を考える時、成仏する主体は、この肉体をもった凡夫であることは間違いない。そうであるならば、この凡夫である自己がどのようにして成仏、すなわち宗教的安らぎを得ることができるといふのであろうか。

このように考える時、日蓮聖人（以下、聖人と略称）の宗教においては、凡夫がそのままに成仏できるとは考えられていないことに気づく。すなわち、この凡夫である我々は妙法五字によって成仏の道を示されていると言えらるるのではあるまいか。

そこで問題となるのは、この現実には生きている凡夫、あるいは現実の世界はどのような世界であるのかということである。中古天台のように、凡夫は当体のまま仏であり、また現実世界―森羅三千は一大円仏の世界であり、そのまま永遠の相をもっていると断ずるのであれば、宗教的実践修行ということとは問題とならないであろう。

しかし、聖人の場合、末代凡夫は「失心の機」であり、仏種を忘失した「機」であるという認識である。これは、法華経という「明鏡」によって提示される世界である。そうであるならば、あらためて凡夫とは何であるのか。また成仏とはどのようにして可能であるのかということを考えていくとき、凡夫の目指す宗教的絶対者、あるいは凡

「主師親三徳」に関して

夫に安心への道を示される教主とはどのような仏陀であるのが、当然のこととして問題となってくるのである。そこで、小稿においては聖人の釈尊観の一端としての主師親三徳義¹に着目し、少しく考えてみたい。

一

末法衆生救済の導師たる教主釈尊の実感的表現は、『観心本尊抄』の

不^レ識^ヲ一念三千^ニ者^ハ、仏起^シ大慈悲^ニ五字^ノ内裏^ニ此珠^ヲ令^レ懸^セ末代幼稚^ノ頸^ニ

(七二〇頁)

に鮮明である。この慈悲深い釈尊が此土有縁の仏陀であり、娑婆国土の主であることが、聖人の釈尊観を形成する一要因であることは周知のことであるが、ここでは遺文中にしばしば述べられる主師親三徳という語に少しく注目してみたい。

この主師親三徳とは、教主釈尊の超勝性の一つであると認識できる。『開目抄』の冒頭には、

夫一切衆生の尊敬すべき者^ニあり。所謂主・師・親これなり。

(五三五頁)

と、その倫理的観念が示されている。

佐前においては、『南条兵衛七郎殿御書』に、

法華經の第二^ニ云^フ今此^ニ三界^ハ皆是我有^{ナリ}其中^ノ衆生悉^シ是吾子^{ナリ}而今^ニ此處^ハ多^ク諸^ノ患難^ニ唯我一人^ノ能^ク為^ス救^フ護^ス雖^モ復^シ教詔^ス而不^レ信受^ス等^ノ云^フ此文の心は釈迦如来は我等衆生には親也、師也、主也。我等衆生のため

には阿弥陀仏・薬師仏等は主にてはましますも、親と師とはまします。ひとり三徳をかねて恩ふかき仏は釈迦一仏にかぎりたてまつる。親も親にこそよれ、釈尊ほどの親。師も師にこそよれ、主も主にこそよれ、

釈尊ほどの師主はありがたくこそはべれ。この親と師と主との仰をそむかんもの、天神地祇にすてられたま
つらざらんや。不孝第一の者也。故に雖復教詔而不信受等と説かれたり。(三二〇～一頁)

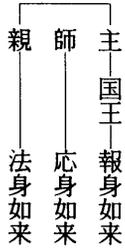
と述べられ、『法門可被申様之事』にも同様に法華經譬喩品の文を出して、

四十余年の経々をすてずして法華經に並、て行ぜん人々は主師親の三人のをほせを用てざる人々なり。教と申
は師親のをしえ、詔と申は主上の詔教なるべし。(四四五頁)

とある。このような譬喩品を依拠としたところの表現は、佐後に至っても同様であり、『下山御消息』では、

法華經の第二卷に主と親と師との三大事を説き給へり。一經の肝心ぞかし。(一三四〇頁)

とて、主師親三徳義が一經の肝心であると同様のである。同様の文意は『一谷入道御書』『頼基陳状』
『弥三郎殿御返事』等に見受けられるが、とくに『八宗違目抄』において譬喩品の文を三徳に配し、「今此三界皆是
我有」には主・国王・世尊、「其中衆生悉是吾子」には親・父、「而今此處多諸患難唯我一人」には導師と明記され、
ついで、



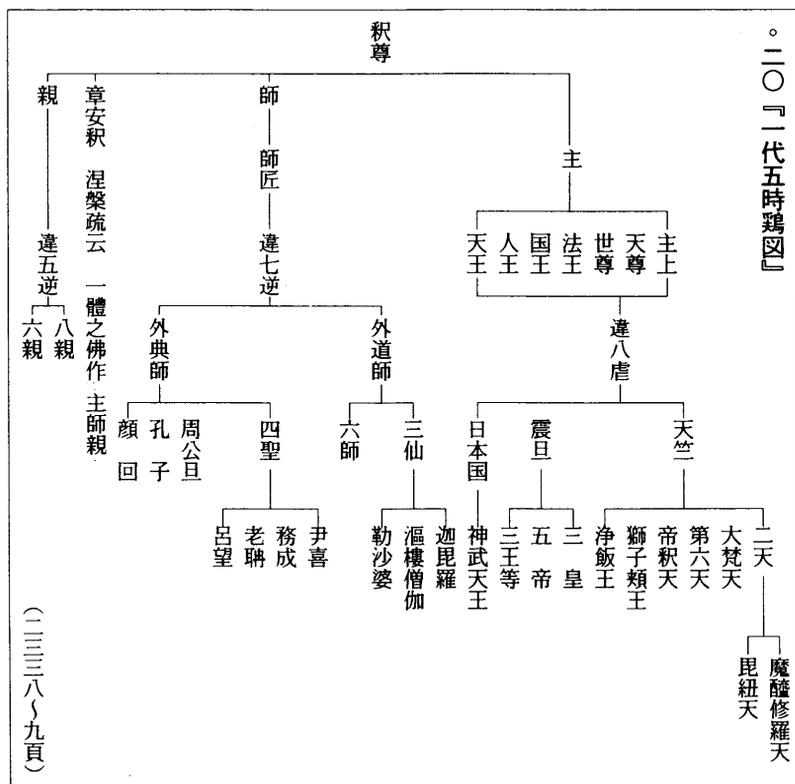
(五二六頁)

と、仏の三身と三徳を相対して、凶化されているのである。ここに、聖人独自の仏身義解釈をみる事ができる。
すなわち、教主釈尊を具体的に表現されるとき、主師親三徳をもってその超勝性を明らかにし、さらに三身円満具
足の仏と認識して、その三身を三徳に配釈されているということである。

「主師親三徳」に関して

聖人遺文中、「図録」に主師親の語の見えるのは、管見の限りでは、図録番号二〇『一代五時鶏図』と図録番号二二『一代五時鶏図』の二書である。いま、その二書中、主師親三徳について図化されている部分をとりあげてみると、下図の如くである。

ところで、『昭和定本日蓮聖人遺文』では、この書の系年を建治元年（一二七五）としているが、『日蓮大聖人御真蹟対照録』では、文永九年（一二七二）、あるいは文永十年（一二七三）としている。また、『日蓮聖人遺文辞典』の解説によれば、積尊の主師親三徳、および各宗の本尊論（仏陀論）の検討がなされている点において、『開



「目抄」との関わりを深く感じさせるものであるとされる。⁸⁾

なお、この書の系年については、『昭和定本日蓮聖人遺文』では建治二年（一二七六）としているが、

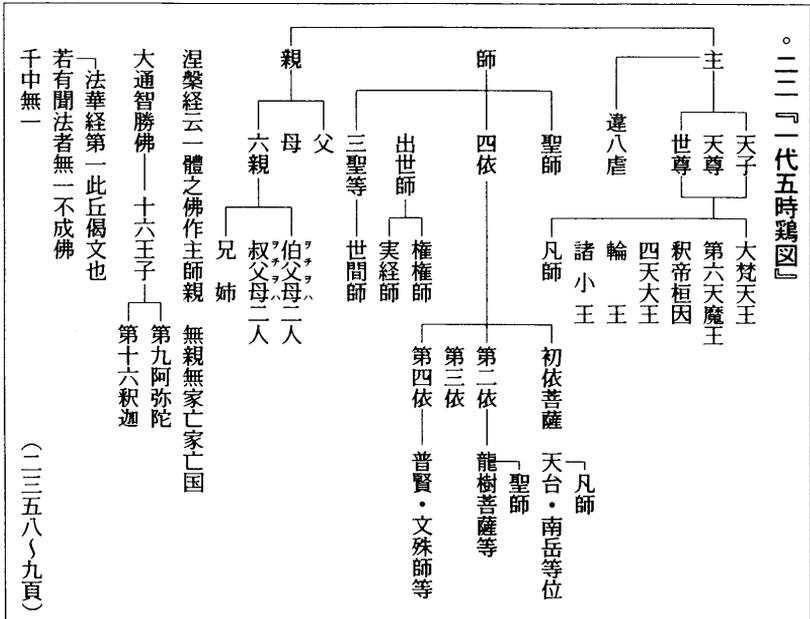
『日蓮大聖人御真蹟対照録』にこの書は未収録である。

また、この書について『日蓮聖人遺文辞典』では、

「比較的簡要な図であるが、主師親三徳の図示がなされておき、『二〇』の略本ともいふべき観がある」と解説している。¹⁰⁾

さて、この両書には、主師親それぞれについて細かな図示がなされているが、いまは両書に共通の引用のみられる『涅槃経疏』について、少しく考察してみたい。

「主師親三徳」に関して



『涅槃經疏』は具さには『大般涅槃經疏』といい、中国天台宗二祖、章安灌頂の撰によるものである^①。

卷数については、『涅槃經玄義』下巻に、

其玄義一卷積文十二卷用紙七百張^②。

とあるように、はじめ十二巻であったが、後に妙楽湛然の治定によって、三三巻とされた。

また、著作年時についても『涅槃經玄義』下巻に、

以大業十年十月十日廬干天台之南。管窺智者義意輒為解積。運丁隋末寇盜縱橫。海鬧山喧無處紙筆。——中略——
豔染筆已來凡歷五載。何年不遭軍火。何月不見干才。^③

とある。

すなわち、兵火の中にあつて、大業十年より五ヶ年の長日月を費したとされるのである。本疏は、『大般涅槃經』南本三六巻の註釈書であるが、そこには天台智顛の法華經觀に基礎の置かれていることはもちろんである。

ところで聖人は、『一代五時鷄図』二書に共通して、『涅槃經疏』の、

一體之佛作「主師親」^④

の文を引用されていることから、この文を根拠として、釈尊を三徳有縁の仏とみなされたことは、まちがいのないところであらう。

では、『涅槃經疏』にあらわされるところの主師親三徳義とは、どのような説示なのであろうか。その関説箇所をみると次の如くである。

まず、『涅槃經』序品第一の、

今日如来応供正遍知。

を釈して、

六今日下。聲之歎告。又為_レ一先歎後告。歎令崇仰。告令悲恋。初歎又二。初雙歎_二兩德_一。次雙結_二兩德_一。初先歎_二内德_一。次歎_二外德_一。初_レ文者。内徳無量。但歎_二三_レ号_一者欲_レ明_二三事_一。初歎_二如来_一。允同_二諸佛_一生_二其尊仰_一。是為_レ世父。応供者。是上福田能_二生_二善業_一。是為_レ世主。正遍知者。能破_二疑滯_一生_二其智解_一。是為_レ世師。故下文云。我等從_レ今無_レ主無_レ親無_レ所宗仰_二云_一。

といわれる。すなわち、仏の内徳は無量であるが、如来の十号中、ただ三号のみを歎ずるのは、三事を明かすためであるという。その三事とは、次の様である。つまり、如来を歎ずるのは、その尊仰を生ずるためであつて世の父である。応供とは、上福田にしてよく善業を生ずるので世の主である。また、正遍知とは疑滯を破して智解を生ずるので世の師であるという解釈である。これを図示すれば、

如来——父

応供——主

正遍知——師

となるであろう。ここでは、仏の十号中の三号に、仏の内徳としての主師親三徳義が対応しているとする。

同じく序品第一の、

復作_二是言_一。世間虚空世間虚空。我等從_レ今無_レ有_レ救護。無_レ所宗仰貧窮孤露。一旦遠離無上世尊。設有_二

「主師親三徳」に関して

「主師親三徳」に關して

疑惑二當復問レ誰⁽¹⁷⁾。

の文を釈し、

四⁽¹⁴⁾又作是言⁽¹⁵⁾下。釈⁽¹⁶⁾苦。夫慈悲覆⁽¹⁸⁾世。苦者拔⁽¹⁹⁾之。貧者樂⁽²⁰⁾之。今慈悲雙去⁽²¹⁾俱嬰⁽²²⁾貧苦⁽²³⁾。雙唱⁽²⁴⁾虚空⁽²⁵⁾無救⁽²⁶⁾無護⁽²⁷⁾無所⁽²⁸⁾宗仰⁽²⁹⁾。此⁽³⁰⁾積無⁽³¹⁾主苦⁽³²⁾。貧窮孤露⁽³³⁾一旦⁽³⁴⁾遠離⁽³⁵⁾無上世尊⁽³⁶⁾無親苦⁽³⁷⁾。設有⁽³⁸⁾疑惑二當復問⁽³⁹⁾誰⁽⁴⁰⁾積⁽⁴¹⁾無⁽⁴²⁾師苦⁽⁴³⁾。

とあらわされる。

すなわち、ここでは苦を積すのであるが、仏の慈悲が世を覆い、苦しむ者はこの慈悲によって苦を抜き、貧しい者はこの慈悲を楽ししましむるのであり、そして、慈悲が去ると貧と苦にまとわられるのである。つまり、「救なく護なく宗仰する所なし」とは、主のいない苦を積し、「貧窮孤露にして、一旦に無上世尊を遠離す」とは、親のいない苦を積したものであり、「設し疑惑あらんに當に復た誰にか問ふべき」とは、師のいない苦を積したものであるという。よって、仏は主師親の三義をもつて衆生を利益せしめるものとの理解がうかがわれる。

次に、純陀品第二の扶釈をみてみたい。はじめに、

世尊。我等從⁽⁴⁴⁾今無⁽⁴⁵⁾主無⁽⁴⁶⁾親無⁽⁴⁷⁾救無⁽⁴⁸⁾護無⁽⁴⁹⁾歸無⁽⁵⁰⁾趣貧窮飢困⁽⁵¹⁾。

の文について、

世尊⁽⁵²⁾去⁽⁵³⁾正請有⁽⁵⁴⁾三⁽⁵⁵⁾法譬合⁽⁵⁶⁾法説⁽⁵⁷⁾為⁽⁵⁸⁾二⁽⁵⁹⁾一⁽⁶⁰⁾所失⁽⁶¹⁾故請⁽⁶²⁾。二⁽⁶³⁾所求⁽⁶⁴⁾故請⁽⁶⁵⁾。所失⁽⁶⁶⁾為⁽⁶⁷⁾兩⁽⁶⁸⁾。初⁽⁶⁹⁾明⁽⁷⁰⁾所失⁽⁷¹⁾。次⁽⁷²⁾積⁽⁷³⁾所失⁽⁷⁴⁾。初⁽⁷⁵⁾所失⁽⁷⁶⁾者。失⁽⁷⁷⁾於⁽⁷⁸⁾三寶⁽⁷⁹⁾。無⁽⁸⁰⁾主⁽⁸¹⁾是⁽⁸²⁾失⁽⁸³⁾佛⁽⁸⁴⁾。無⁽⁸⁵⁾親⁽⁸⁶⁾是⁽⁸⁷⁾失⁽⁸⁸⁾法⁽⁸⁹⁾。無⁽⁹⁰⁾救⁽⁹¹⁾是⁽⁹²⁾失⁽⁹³⁾僧⁽⁹⁴⁾。無⁽⁹⁵⁾護⁽⁹⁶⁾去⁽⁹⁷⁾積⁽⁹⁸⁾所失⁽⁹⁹⁾。若⁽¹⁰⁰⁾無⁽¹⁰¹⁾主⁽¹⁰²⁾忠⁽¹⁰³⁾無⁽¹⁰⁴⁾所護⁽¹⁰⁵⁾。若⁽¹⁰⁶⁾無⁽¹⁰⁷⁾親⁽¹⁰⁸⁾孝⁽¹⁰⁹⁾無⁽¹¹⁰⁾所歸⁽¹¹¹⁾。若⁽¹¹²⁾無⁽¹¹³⁾師⁽¹¹⁴⁾學⁽¹¹⁵⁾無⁽¹¹⁶⁾所趣⁽¹¹⁷⁾。既⁽¹¹⁸⁾不⁽¹¹⁹⁾為⁽¹²⁰⁾主⁽¹²¹⁾護⁽¹²²⁾。又⁽¹²³⁾無⁽¹²⁴⁾主⁽¹²⁵⁾可⁽¹²⁶⁾護⁽¹²⁷⁾則⁽¹²⁸⁾無⁽¹²⁹⁾榮⁽¹³⁰⁾無⁽¹³¹⁾祿⁽¹³²⁾是⁽¹³³⁾故⁽¹³⁴⁾言⁽¹³⁵⁾貧⁽¹³⁶⁾。既⁽¹³⁷⁾無⁽¹³⁸⁾親⁽¹³⁹⁾可⁽¹⁴⁰⁾歸⁽¹⁴¹⁾。又⁽¹⁴²⁾親⁽¹⁴³⁾去⁽¹⁴⁴⁾不⁽¹⁴⁵⁾歸⁽¹⁴⁶⁾則⁽¹⁴⁷⁾無⁽¹⁴⁸⁾生⁽¹⁴⁹⁾無⁽¹⁵⁰⁾蔭⁽¹⁵¹⁾是⁽¹⁵²⁾故⁽¹⁵³⁾。

言窮。無師可趣。又師不示趣。則無訓無成。是故言困。積所失意。(20カナリ)

と釈される。ここでいう「主なき」とは仏を失ない、「親なき」は法を失ない、「救なき」は僧を失なうという解釈である。そして、この仏・法・僧はすなわち三宝である。

この三宝については次下に、

所以然者。一切衆生同一仏性。其味真正。一體三宝等。無差別。而為煩惱之所覆蔽。輪廻六道。受種種身。界隔差別。其味混雜。或酢或鹹。或甜或苦。無主無親。親亡家亡。國一體三宝隱而不顯。とある。一切衆生には同一の仏性があり、一体の三宝は等しく差別が無いのであるが、煩惱のためにそれが隠れ、六道に輪廻するという。よつた三徳義中、主(仏)と親(法)がなければ家が亡び国が亡ぶとする。

また、三徳義を解釈するにおいて、三因仏性を対応させている興味深い説示がある。

我今為汝除斷貧窮。是許其作主。顯緣因性。無上法雨。許為作師。顯於了性。雨汝身田。令汝法芽。許為作親。顯於正性。此是別許三因仏性。從何以故。純陀。施食有二。果報無差。云何無差。若許作主。即是親師。若許親師。即是許主。是三如一等。等無差別。若顯緣因。即顯了正。了正若顯。即顯緣因。是三性顯。等無差別。此是通許三因性也。惑者云。此未明仏性云何此解。答。經明仏性是其正宗。初若不開。後何所躡。良以初請一體之仏作主親師。一體之親施其常命色力。一體之主施其常安。一體之師施其常辯。令其身内一體三宝。三仏性顯。自他内外等無差別。(22)

(傍点引用者)

この文によれば、主には縁因仏性、師には了正因仏性親には正因仏性とあてている。よつて、主師親の三徳義は一如であるから、三因仏性も等しくして差別はないという。そして、一体の親は常命色力(常の命・色・力)を施し、

「主師親三徳」に関して

一体の主は常安（常の安心）を施し、一体の師は常弁（常の説法）を施して、一体の三宝をして仏性を顕われしむという。

この三宝と三因仏性との関連性については後に、

施^ハ常^ノ命色力^ヲ是^レ許^レ為^レ親^ト顯^ス其^ノ正^ヲ性^ニ。施^ス其^レ常^ニ安^ニ是^レ許^レ為^レ主^ト顯^ス其^ノ縁^ヲ性^ニ。施^ハ其^レ常^ノ弁^ヲ是^レ許^レ為^レ師^ト顯^ス其^ノ了^ヲ性^ニ。

と示される。これを図化すれば、

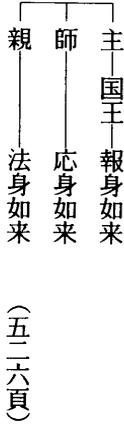
親—常命色力—正因仏性

主—常—安—縁因仏性

師—常—弁—了因仏性

と表すことができよう。

ここで注目されることは『八宗違目抄』の



との図との関連性である。

すなわち、この図の前には『法華文句』十の文を引用し、

正因仏性^ハ法身^ト通^ス三互^ス本^ニ當^ニ。

とある。つまり、主師親三徳と法報応三身と三因仏性との対応を考える時、正因仏性のみに限ってではあるが

親—法身如来—正因仏性

との、連関が考えられるのではないだろうか。

ところで、『涅槃經疏』に關してもう一つ留意すべき点は、長寿品積の文である。

これは『涅槃經』長寿品第四の、

若善比丘見壞法者。置不驅遣呵責等處。當知是人弘法中怨。若能驅遣呵責等處。是我弟子真聲聞也。

を扶積して次の様にいう。

不_レ治_セ毀_レ禁_ヲ壞_ル亂_{スル}。弘_レ法_ヲ弘_レ法_ノ中_ノ怨_{ナリ}。無_レ慈_ヲ詐_ハ親_ハ。是_レ彼_ノ人_ノ怨_カ。能_ク糾_テ治_セ者_ハ。是_レ護_レ法_ノ聲_ノ聞_ノ真_ノ我_ノ弟_ノ子_{ナリ}。為_レ彼_ノ除_レ惡_ヲ。即_チ是_レ彼_ノ親_{ナリ}。

つまり、仏法を乱す者は弘法中の怨敵であり、またそのような者をみながら、その罪を責めずに許して親しむのであるならば、彼の為には無慈悲極まる怨敵である。しかしながらその誤りを責め、悪心を除いてやるならば、これこそ本當に彼の人にとって親切の者であるというのである。

この長寿品積を依用されている代表的遺文として、左の遺文があげられる。

。『開目抄』

涅槃經二云。若善比丘見壞法者。置不_ニ呵_シ責_シ驅_シ遣_シ。舉_シ處_ニ。當_ニ知_ル。是_レ人_ノ弘_レ法_ノ中_ノ怨_{ナリ}。若能驅遣_シ呵_シ責_シ。舉_シ處_ニ。是我弟子真_ノ聲_ノ聞_ノ也_{ナリ}。壞_ル亂_{スル}。弘_レ法_ヲ弘_レ法_ノ中_ノ怨_{ナリ}。無_レ慈_ヲ詐_ハ親_ハ。是_レ彼_ノ人_ノ怨_カ。能_ク糾_テ治_セ者_ハ。是_レ護_レ法_ノ聲_ノ聞_ノ真_ノ我_ノ弟_ノ子_{ナリ}。為_レ彼_ノ除_レ惡_ヲ。即_チ是_レ彼_ノ親_{ナリ}。能_ク呵_シ責_シ者_ハ。是我弟子。不_ニ驅_シ遣_シ者_ハ。弘_レ法_ノ中_ノ怨_{ナリ}等_{ナリ}。

夫法華經の宝塔品を拝見するに、釈迦・多宝・十方分身の諸仏の來集はなに心ぞ、令法久住故來至此等。

中略——日本の禪と念仏者とをみてせいせざる者はかのごとし。無慈詐親是彼怨等。日蓮は日本国の諸

「主師親三徳」に關して

「主師親三徳」に關して

人にしたし（親）父母也。一切天台宗の人は彼等が大怨敵なり。為彼除惡即是彼親等云。（六〇七〜八頁）

。『真言諸宗違目』

涅槃經ニ云若善比丘見懷佛法者置不呵嘖驅遣挙処。当知是人佛法中怨等云。灌頂章安大師云壞亂佛法中怨。無慈詐親即是彼怨。為彼除惡即是彼親等云。法然捨閉闍拋禪家等教外別伝若不叶仏意者日蓮為日本国、人、賢父也・聖親也。導師也。不言之為一切衆生、無慈詐親即是彼怨、重禍難脱。日蓮既為日本国、王臣等者、當為彼除惡即是彼親。此国既犯三逆罪、天豈不罰之乎。

。『撰時抄』

此事一定ならば、鬪諍堅固の時、日本国の王臣と並に万民等が、仏の御使として南無妙法蓮華教と流布せんとすると、或は罵詈し、或悪口し、或流罪し、或は打擲し、弟子眷属等を種々の難にあわする人々いかでか安穩にては候べき。これをば愚癡の者は咒詛すともいぬべし。法華經をひろむる者は日本の一切衆生の父母なり。章安大師云、為彼除惡即是彼親等云。されば日蓮は当帝の父母、念仏者・禅衆・真言師等が師範なり、又主君なり。而を上一人より下万民にいたるまであだをなすをば日月いかでか彼等が頂を照し給べき。地神いかでか彼等の足を載給べき。

。『下山御消息』

白讀には似れども本文に任て申。余は日本国の人々には上は天子より下は万民にいたるまで三の故あり。一には父母也、二には師匠也、三には主君の御使也。經云即如来使。又云眼目也。又云日月也。章安大師云、為彼除惡即是彼親等云。而謗法位置闍提、国敵の法師原が讒言を用て、其義を不弁、

左右なく大事たる政道を曲まらるるは、わざとわざはひをまねかるゝ歟。無し墓々々。

(一三三一頁)

これら諸遺文におけるところの長寿品釈が聖人における主師親の内面化への、キーワードとなったとみることも可能なのではないだろうか。すなわち、禪・念仏等、他宗批判が長寿品釈にかなう、つまり、だまって見すごすことは罪となるという認識によって、聖人自身の三徳へと内面化の充実がはかられる端緒となつたのではあるまいかと思ふのである。しかし、それは遺文を表面的に捉えただけにすぎず、内奥の面へのアプローチが必要であることが理解できる。(27)

むすびにかえて

以上、日蓮聖人における主師親三徳義の淵源である『涅槃経疏』について、非才浅学をかえりみず、少しく述べさせていただいた。しかし、外郭的な面に終始し、聖人の内面における主師親三徳にふれえなかつたことは明白であり、三徳の教・法・人という面から、今後の課題としていきたい。

「主師親三徳」に関して

註

文中引用の日蓮聖人遺文は、すべて『昭和定本日蓮聖人遺文』に拠り、括弧内の数字は、その頁数を表すものである。

- (1) 浅井円道稿「宗祖における造語の妙とその意味」(『日蓮教学研究紀要』第五号所収)において、主師親三徳の名目の成立は資料の見地から、『南条兵衛七郎殿御書』に初出とし、文永元年の成立としている。また、『涅槃経』および『疏』によって积尊は主師親三徳具足の仏であるという認識を持つに至り、それを譬喩品の偈文乃至寿量品の偈文に配当されたのではあるまいかと推定することができる」と言われている。

- (2) 『定遺』九九二頁
- (3) 『定遺』一三五七頁
- (4) 『定遺』一三六六頁
- (5) 『定遺』五二五頁
- (6) 『定遺』二二三三頁脚註
- (7) 上卷六二七頁脚註
- (8) 五六頁C
- (9) 『定遺』二二五五頁脚註
- (10) 五六頁C
- (11) 『涅槃経疏』については、左記の論文等を参照させていただいた。

坂本広博稿「涅槃經疏成立に関する一視点」〔『印度学仏教学研究』第十九卷第二号所収〕・鈴木祐孝稿「天台における涅槃教学研究」(多田厚隆先生頌寿記念論文集『天台教学の研究』所収)・小松邦彰稿「日蓮聖人引用経論の研究(一)」(『大崎学报』第二一九号所収)・久住謙是稿「宗祖の折伏実践における涅槃教依用の一考察」(『日蓮教学研究所紀要』創刊号所収)

- (12) 『正蔵』第三八卷一五頁 a
- (13) 『正蔵』第三八卷一四頁 c 〱 一五頁 a
- (14) 『正蔵』第三八卷五五頁 c
- (15) 『正蔵』第一二卷六〇五頁 a
- (16) 『正蔵』第三八卷四五頁 c
- (17) 『正蔵』第一二卷六〇五頁 a 〱 b
- (18) 『正蔵』第三八卷四六頁 b
- (19) 『正蔵』第一二卷六一一頁 b
- (20) 『正蔵』第三八卷五四頁 c 〱 五五頁 a
- (21) 『正蔵』第三八卷五五頁 a 〱 b
- (22) 『正蔵』第三八卷五五頁 b 〱 c
- (23) 『正蔵』第三八卷五五頁 c 〱 五六頁 a
- (24) 『正蔵』第三四卷一四〇頁 c
- (25) 『正蔵』第一二卷六二〇頁 c

「主師親三徳」に関して

「主師親三徳」に關して

(26) 『正蔵』第三八卷八〇頁 a } b

(27) 『録内啓蒙』上卷五九〇頁の『報恩抄』の題号積部分には、積尊の恩に報いるという意味あいにおいて、『涅槃經』純陀品積の具さな引用がみられる。これは、主師親三徳への尊敬帰依の「実践」という面においては、三宝一体たる仏への報恩という形で捉えられるべきものであろうか。